

答 申 書

平成26年1月27日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 己



平成26年1月27日付け新広業第689号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとする。

記

1 ジェネリック医薬品差額通知事業実施のために個人情報を収集することについて

(1) 実施機関内において保有する個人情報から必要な範囲内で収集するもの（個人情報保護条例第7条第3項第6号）

審査会の意見	新潟県後期高齢者医療広域連合が保有する個人情報をジェネリック医薬品差額通知事業実施のために必要な範囲内で収集することは、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。
--------	---

(2) 個人情報を収集した目的を本人へ通知をしないこととするもの（個人情報保護条例第7条第4項）

審査会の意見	本人への通知については、広域連合長の見解のとおり、通知をしなくともよいと認める。
--------	--